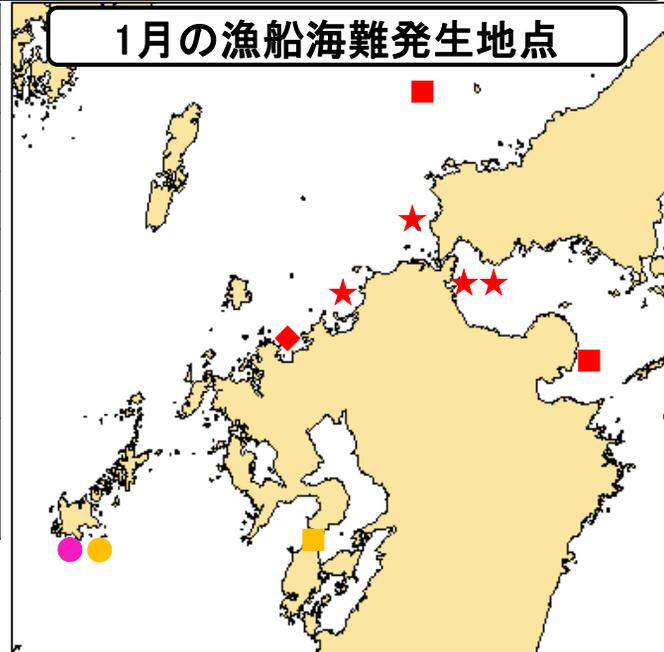


令和4年1月発生  
七管内漁船海難 計11隻

令和4年1月累計 11隻 (前年9隻)  
漁船海難発生隻数は前年に比べ **2隻増加**

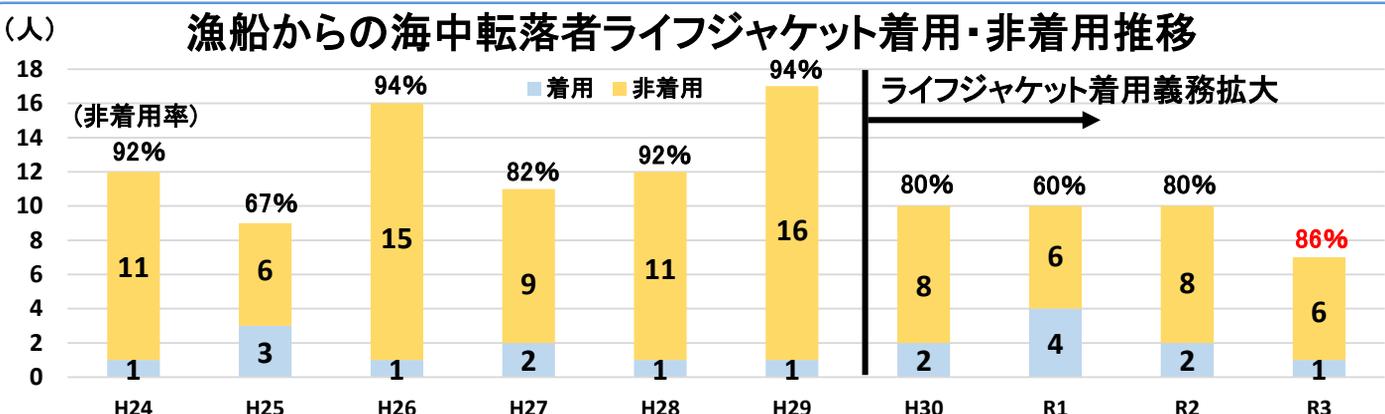
漁船海難隻数 (速報値)	
衝突	★ 5
乗揚	● 1
火災	● 1
運航不能 (機関故障)	■ 2
運航不能 (推進器障害)	■ 1
運航不能 (無人漂流)	◆ 1
合計 11隻 (昨年 9隻)	
死亡・行方不明者: 1件	

	県別内訳	
	1月	令和4年累計
山口県	3	3(2)
福岡県	3	3(0)
佐賀県	1	1(0)
長崎県	3	3(5)
大分県	1	1(2)
合計	11隻	11隻 (9隻)
		( )は昨年同月



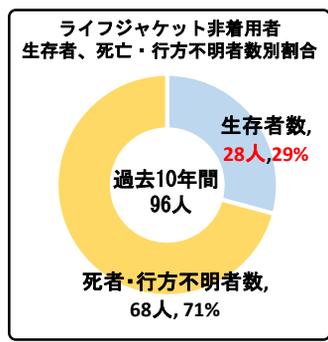
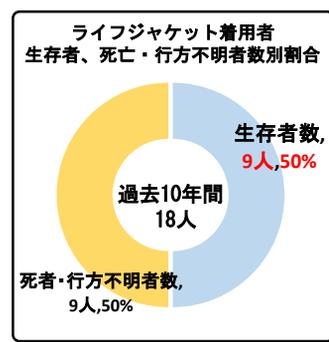
県別内訳表は、各県に所在する海上保安部署の担当海域にて発生した海難の合計数を示しています。数値は速報値です。  
累計死亡・行方不明者数: 1名 (令和4年1月末日現在)

## お父さん！ライフジャケットを着用していますか？



過去10年間の漁船からの海中転落者のライフジャケット着用・非着用率を見ると、8割以上がライフジャケットを着用していない傾向が高くなっています。特に令和3年は、平成30年にライフジャケット着用義務が拡大されて以降、非着用率が最大となりました。

右のグラフは過去10年間、漁船から海中転落したライフジャケット着用者及び非着用者の生存、死亡・行方不明者数を表したグラフです。ライフジャケット非着用者よりライフジャケット着用者の方が生存率が21%高い結果が出ています。



**自分の命を守るため、家で待つ家族のために必ずライフジャケットを着用しましょう！**

なおライフジャケット着用は、平成30年2月1日以降、小型船舶操縦者に対する遵守事項義務として1人乗りの漁船以外にも、20トン未満の小型漁船の場合、原則、全ての乗船者に着用が義務づけられています。

※令和4年2月1日からライフジャケット着用義務に違反した船長には、違反点数の付与が開始されています。

◆ライフジャケット着用義務については、右側の二次元コードからご覧ください。

URL [http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime\\_fr6\\_000018.html](http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr6_000018.html)

